

平成 28 年

舞鶴市議会 12 月定例会議案

第 103 号議案～第 109 号議案(追加)

平成 28 年 12 月 9 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 103 号議案	平成 28 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 5 号)	別 冊
第 104 号議案	平成 28 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 3 号)	〃
第 105 号議案	舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
第 106 号議案	舞鶴市の特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	17
第 107 号議案	舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	19
第 108 号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	22
第 109 号議案	工事請負契約の変更について(旧市立舞鶴市民病院(本館棟他)除却工事)	28

第 105 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 9 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分及び第 17 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「定める額」に改める。

第 30 条の 4 第 2 項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第 1 号中「100 分の 80」を「100 分の 90」に改め、同項第 2 号中「100 分の 37.5」を「100 分の 42.5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円

1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500

再任用職員以外の職員

30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	

59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			

88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
94		294,000	341,800					
95		294,400	342,300					
96		294,800	342,700					
97		295,000	342,800					
98		295,300	343,300					
99		295,700	343,700					
100		296,100	344,000					
101		296,300	344,300					
102		296,600	344,700					
103		297,000	345,100					
104		297,300	345,500					
105		297,500	346,000					
106		297,800	346,400					
107		298,200	346,800					
108		298,500	347,200					
109		298,700	347,700					
110		299,100	348,100					
111		299,500	348,400					
112		299,800	348,700					
113		299,900	349,200					
114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						

	117		301,100						
	118		301,300						
	119		301,600						
	120		301,900						
	121		302,300						
	122		302,500						
	123		302,800						
	124		303,100						
	125		303,400						
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、教育職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第35条に規定する職員を除く。

別表第2(第3条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	157,200	173,300	292,600
	2	158,700	175,400	295,300
	3	160,200	177,500	298,200
	4	161,700	179,700	300,700
	5	163,400	181,800	303,300
	6	165,400	184,000	305,700
	7	167,200	186,200	308,000
	8	169,000	188,400	310,500
	9	170,800	190,800	312,900

10	172,900	193,600	315,500
11	175,000	196,300	318,300
12	177,000	199,100	321,200
13	179,000	202,000	323,700
14	181,300	203,700	325,700
15	183,500	205,500	327,800
16	185,700	207,200	330,100
17	188,000	209,000	332,300
18	190,700	210,700	334,600
19	193,200	212,400	336,900
20	195,700	214,100	339,000
21	198,300	215,900	341,300
22	200,000	217,800	343,600
23	201,700	219,700	345,900
24	203,400	221,700	348,200
25	204,900	223,400	350,100
26	206,600	225,400	352,000
27	208,200	227,400	353,900
28	209,700	229,400	355,800
29	211,400	231,400	357,600
30	213,100	234,100	359,500
31	214,900	236,800	361,200
32	216,600	239,600	363,100
33	218,100	242,200	364,700
34	219,800	245,000	366,400
35	221,600	247,700	368,200
36	223,300	250,400	370,000
37	224,800	252,900	371,900
38	226,500	255,500	373,400

39	228, 200	258, 000	375, 000
40	230, 000	260, 300	376, 600
41	231, 600	263, 100	377, 800
42	233, 300	265, 500	379, 200
43	234, 900	267, 700	380, 600
44	236, 500	270, 000	382, 100
45	238, 300	272, 200	383, 700
46	239, 800	274, 400	385, 300
47	241, 200	276, 600	386, 900
48	242, 600	278, 700	388, 400
49	244, 000	281, 000	389, 800
50	245, 400	283, 000	391, 400
51	247, 000	284, 900	392, 900
52	248, 200	287, 000	394, 300
53	249, 300	288, 800	395, 500
54	250, 700	291, 200	396, 800
55	251, 900	293, 500	397, 900
56	253, 100	296, 100	399, 100
57	254, 400	298, 200	400, 500
58	255, 600	300, 700	401, 700
59	256, 700	303, 100	402, 900
60	257, 900	305, 800	404, 200
61	259, 300	308, 200	405, 400
62	260, 500	310, 700	406, 400
63	261, 700	313, 200	407, 900
64	262, 700	315, 500	409, 200
65	263, 700	317, 800	410, 400
66	265, 100	320, 100	411, 500
67	266, 500	322, 200	412, 700

再任用職員以外の職員

68	268,000	324,400	413,800
69	269,600	326,700	414,800
70	271,200	328,800	416,100
71	272,700	331,000	417,300
72	274,100	333,000	418,500
73	275,200	335,200	419,100
74	276,400	337,300	419,900
75	277,700	339,500	420,600
76	279,000	341,700	421,100
77	280,400	343,600	421,400
78	281,500	345,500	421,800
79	282,700	347,400	422,200
80	283,900	349,200	422,600
81	285,100	351,100	423,000
82	286,100	352,900	423,400
83	287,300	354,500	423,800
84	288,500	356,300	424,100
85	289,500	357,600	424,400
86	290,400	359,300	424,800
87	291,300	360,800	425,200
88	292,300	362,300	425,500
89	293,400	363,700	425,800
90	294,400	365,000	426,100
91	295,300	366,400	426,400
92	296,200	367,900	426,600
93	296,600	369,400	426,800
94	297,300	370,700	427,100
95	298,000	372,000	427,400
96	298,800	373,200	427,600

97	299,600	374,200	427,800
98	300,400	375,300	428,100
99	301,200	376,300	428,400
100	301,900	377,300	428,600
101	302,900	378,200	428,800
102	303,400	379,200	429,100
103	303,900	380,200	429,400
104	304,400	381,200	429,600
105	304,600	382,000	429,800
106	305,000	383,000	
107	305,300	383,900	
108	305,500	384,900	
109	305,700	385,700	
110	305,900	386,700	
111	306,200	387,700	
112	306,500	388,700	
113	306,700	389,300	
114	306,900	390,200	
115	307,100	391,200	
116	307,400	392,100	
117	307,700	392,900	
118	308,000	393,600	
119	308,300	394,400	
120	308,600	395,200	
121	308,700	395,800	
122	308,900	396,600	
123	309,200	397,300	
124	309,500	398,000	
125	309,700	398,600	

126		399,400	
127		399,900	
128		400,500	
129		401,200	
130		401,800	
131		402,300	
132		402,800	
133		403,100	
134		403,400	
135		403,700	
136		404,000	
137		404,300	
138		404,600	
139		404,900	
140		405,200	
141		405,500	
142		405,800	
143		406,100	
144		406,400	
145		406,600	
146		407,000	
147		407,300	
148		407,500	
149		407,700	
150		408,000	
151		408,300	
152		408,500	
153		408,700	
154		409,000	

	155		409,300	
	156		409,500	
	157		409,700	
再任用職員		227,200	273,700	327,700

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。

第2条 舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「及び孫」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第12条を次のように改める。

第12条 扶養手当の月額は、前条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職8級職員」という。)にあつては、3,500円)、同条第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

第13条各号列記以外の部分中「、又は職員に次の」を「又は職員に次の」に、「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同条第2号中「(第11条第2号又は第4号)」を「(扶養親族たる子又は第11条第3号若しくは第5号)」に改め、同条第3号及び第4号を削る。

第14条第1項中「扶養親族がない職員に前条第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたときは」に、「場合においては、」を「場合においては」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その

事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある行政職8級職員が行政職8級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員以外のものが行政職8級職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第30条の4第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則に次の1項を加える。

(特定の職務の廃止に伴う給料に関する特例措置)

26 平成29年4月1日(以下この項において「切替日」という。)の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員で、切替日に行われる特定の職務の廃止により職務の級が5級から4級となるものの給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しない場合は、平成32年3月31日までの間(舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第17号)附則第7項の規定による給料が支給される場合にあつては、その期間を除く。)、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条並びに附則第4

項及び第5項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与条例第30条の4第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第17号。以下「平成28年改正給与条例」という。)附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、第1条改正後給与条例の規定による給与(平成28年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第14条第2項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第12条、第13条及び第14条第2項の規定の適用については、第2条改正後給与条例第12条中「前条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職8級職員」という。)にあっては、3,500円)、同条第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前条第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については13,000円、同条第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)のうち2人までについてはそれぞれ10,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族たる子については1人につき11,000円、同条第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)」と、第2条改正後給与条例第13条各号列記以外の部

分中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同条中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第11条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至るべくに至った場合を除く。)」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族た
(4) 扶養親族たる子又は扶養親族た

た者がある場合(扶養親族たる子又は第11条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。))
る父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。))
除く。))
く。))

要件を欠くに至った場合を除く。))

と、第2条改正後給与条例第14条第2項各
」

号列記以外の部分中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について前条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で

同条の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第14条第2項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第12条及び第14条第2項の規定の適用については、第2条改正後給与条例第12条中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職8級職員」という。)にあつては、3,500円)」とあるのは「6,500円」と、第2条改正後給与条例第14条第2項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

(委任)

- 6 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

国家公務員における取扱いに準じ、給料表、勤勉手当の支給割合及び扶養手当の額を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 106 号議案

舞鶴市の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 9 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 舞鶴市の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、扶養手当の額については、給与条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものに支給する扶養手当の額の算定方法の例により算定するものとする。

第 4 条第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 155」に、「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第4条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、扶養手当の額については、給与条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに支給する扶養手当の額の算定方法の例により算定するものとする。

第4条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後の舞鶴市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の舞鶴市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

国家公務員における取扱いに準じ、特別職の職員で常勤のものに支給する期末手当の支給割合を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 107 号議案

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 9 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 か月に達する日(第 2 条の 3 第 3 号において「1 歳 6 か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第 2 条第 4 号イ中「次条第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に、「子の 1 歳到達日」を「子が 1 歳に達する日(以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。)」に改める。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とする。

第 2 条の 2 中「当該子が 1 歳 6 か月に達する日」を「当該子の 1 歳 6 か月到達日」に改め、同条を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法

第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失つた後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなつた場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失つた後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなつたこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなつたこと。

第 24 条第 2 項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の右に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第 3 項中「を承認されている場合」を「又は舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例第 16 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡充するとともに、国家公務員における取扱いに準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和したいので提案する。

第 108 号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 12 月 9 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「達するまでの子」の右に「(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第 3 項までにおいて同じ。))」を加え、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に改め、「(以下この項において「要介護者」という。))」を削り、「第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の右に「(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する

里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項までにおいて同じ。)」を加え、「除く。)が、当該子を養育」とあるのは「要介護者」を「除く。)が、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この条において「要介護者」という。)」に改め、「)における」との右に「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」を加える。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第15条第1項中「職員が」の右に「要介護者(」を、「あるもの」の右に「をいう。以下同じ。)」を、「するため、」の右に「任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、舞鶴市職員の給与に関する条例第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条(見出しを含む。)中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和39年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「及び孫(児童手当法(昭和46年法律第73号)の規定による児童手当支給該当児童を除く。)」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「(児童手当法の規定による児童手当支給該当児童を除く。)」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第18条第2項中「達するまでの子」の右に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他管理者が指定する者を含む。)を加え、「又は介護休暇(当該職員が)」を「、介護休暇(当該職員が要介護者(」に改め、「あるもの」の右に「をいう。以下同じ。))」を加え、「介護をするため、」の右に「管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月(非常勤職員にあつては、93日)を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、「休暇をいう。))」の右に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))」を加える。

(舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例(平成26年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「達するまでの子」の右に「(民法(明治29年法律第89号)第

817 条の 2 第 1 項の規定により非常勤職員が当該非常勤職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該非常勤職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である非常勤職員に委託されている児童のうち、当該非常勤職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第 3 項までにおいて同じ。)を加え、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に改め、「(以下この項において「要介護者」という。)」を削り、「第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の右に「(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により非常勤職員が当該非常勤職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該非常勤職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である非常勤職員に委託されている児童のうち、当該非常勤職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第 3 項までにおいて同じ。)」を加え、「除く。)が、当該子を養育」とあるのは「要介護者」を「除く。)が、当該子を養育」とあるのは「第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この条において「要介護者」という。)」に改め、「」における」との右に「、第 2 項中「3 歳に満たない子のある規則で定める非常勤職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある規則で定める非常勤職員が、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした非常勤職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」とを加える。

第 13 条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第 16 条第 1 項中「非常勤職員に、」の右に「要介護者(」を、「あるもの」の右に「をいう。以下同じ。)」を、「するため、」の右に「任命権者が、非常勤職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 93 日を超えない範囲内で指定する期間(以

下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、連続する 93 日の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(介護時間)

第 16 条の 2 任命権者は、規則で定める非常勤職員に、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合において、介護時間を与えることができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間において 1 日につき 2 時間(当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間が 2 時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 月額又は日額により報酬を支給する非常勤職員が介護時間を受けたときは、第 18 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額する。

4 介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 16 条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して 6 月を経過していないものの当該介護休暇に係る第 1 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条第 1 項に規定する指定期間については、任命権者は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して 6 月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

- 3 第 3 条の規定による改正前の舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例第 16 条第 4 項の規定により介護休暇の承認を受けた非常勤職員であって、施行日において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して 93 日を経過していないものの当該介護休暇に係る第 3 条の規定による改正後の舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例第 16 条第 1 項に規定する指定期間については、任命権者は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して 93 日を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、職員の介護休業の分割取得を可能とする等所要の改正を行いたいので提案する。

第 109 号議案

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

旧市立舞鶴市民病院(本館棟他)除却工事

2 変更前工事請負契約金額

192,888,000 円

3 変更後工事請負契約金額

225,072,000 円

4 契約の相手方

舞鶴市字市場 202 番地 10

丸富・京舞・東電気特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社丸富建設

代表取締役 久富 慶亮

平成 28 年 12 月 9 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

旧市立舞鶴市民病院(本館棟他)除却工事に係る請負契約の変更契約を締結したので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。